

平成27年度第146回奈良市国民健康保険運営協議会会議録	
開催日時	平成28年2月18日(木) 午後3時から午後4時30分まで
開催場所	奈良市役所北棟6階第22会議室
議 題	1 「平成28年度奈良市国民健康保険特別会計歳入歳出予算(案)」 について 2 「その他」について
出席者	委員 (被保険者代表) 足立委員、中嶋委員、藤次委員、山口委員、 (保険医又は保険薬剤師代表) 岩佐委員、国分委員、小西委員、谷掛委員、森委員 (公益代表) 上野委員、志茂委員、新谷委員(会長)、辻中委員、 西谷委員 (被用者保険代表) 穴吹委員 【計15人出席】
	事務局 堀川部長、米浪室長、福井課長、稲垣課長補佐、児島係長、 西本係員
開催形態	公開
決定事項	特になし
担当課	保健福祉部 保険医療室 国保年金課
議事の内容	
1 「平成28年度奈良市国民健康保険特別会計歳入歳出予算(案)」について 平成28年度奈良市国民健康保険特別会計歳入歳出予算(案)についての 内容を説明	
2 「その他」について 【資料1～11】 について説明	
〔質疑・意見〕	
事務局	皆様、出席、誠にありがとうございます。 この国民健康保険運営協議会は、国民健康保険法第11条「国民健康 保険の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保 険運営協議会を置く。」を根拠として設置されている。 また、国民健康保険法施行令第3条、第4条、第5条に、各委員の 数や任期等が規定されており、それに準じて構成しているところであ る。 それでは、第146回奈良市国民健康保険運営協議会を開催する。

(資料等の確認)

本日は廣岡委員、吉田委員、細田委員、青木委員、河田委員は欠席。
開会にあたり会長から挨拶。

会長 平成27年8月1日から新委員の任期が始まり、2年間の委員の任期となっている。

この「国保運営協議会」は、国民健康保険に関する重要事項を審議することになっており、今回、平成28年度の国民健康保険特別会計予算(案)を審議する。

平成27年5月に改正国民健康保険法が施行され、平成30年度から都道府県と市町村が共同で、国民健康保険制度を運営することになった。

それまでの期間となる平成28年度・平成29年度は、統一化を前にした重要な年度でもあり、各市町村は、赤字体質を脱却し、黒字経営にして、都道府県統一化を図らなければならない。

その移行期間の初年度となる、平成28年度の国保運営も非常に重要であり、大変厳しい財政状況を踏まえ、適切な財政運営がなされなければならない。忌憚のない意見をお願いします。

事務局 引き続き、市長から挨拶。

市長 本日は、ご参加、誠にありがとうございます。

今年も来年度も国保会計は、どんどん規模が大きくなっているという事で、来年度も過去最大規模の歳入歳出を予定しているという状況だ。高齢化が進み、社会の状況が変わっていくなかで、社会保障の根幹である国民健康保険制度をどのように維持していくかが大きなテーマになる。多様化する需要にこたえるのはもちろん、制度をどのように維持していくかが非常に大きな課題である。我々の国保会計についても、平成26年度までは黒字会計で何とかやってきているが、今後は、基金の取り崩しや賦課限度額の改定等、いろいろな形で国保財政の健全化をしていかなければならない状況にある。これからさらに厳しくなっていくことが容易に予測できるので、この医療費削減のために市の方でもいわゆる健康寿命を延ばすような様々な対策を講じ、また医療機関の利用の適正化、かかりつけ医制度の浸透など色々な面で取り組みを進めていく所存である。今回も様々な分野の専門の方々にご参加いただいている。市民にとって大変重要な制度であり、県が参画することになって、引き続いて市としての関わりが重要になるから、これからも引き続いて安定した制度運営につなげていけるよう

に多面的で活発な議論をしてほしい。

(市長は公務のため退席)

会長 本協議会は、奈良市国民健康保険運営協議会委員20名中15名の委員の出席があり、奈良市国民健康保険規則第4条の規定による定足数を満たしているので、成立する。

本会議は、公開要領に基づき原則公開であるが、今回の会議を公開してよいか。

各委員 異議なし

会長 異議なしと同意をもらったので、公開要領に基づき、この会議を公開する。次に、会議録の署名人について、本日の会議録署名人は、被保険者代表委員の中嶋委員にお願いしてよいか。

各委員 異議なし

会長 次に、傍聴人の定員を定めたいが、傍聴人は来ているか。

事務局 傍聴人はいない。

会長 それでは、議案第1号「平成28年度奈良市国民健康保険特別会計歳入歳出予算(案)」について、事務局より説明。

事務局 議案第1号「平成28年度奈良市国民健康保険特別会計歳入歳出予算(案)」について、報告、説明。

議案書第1ページ、議案第1号「平成28年度奈良市国民健康保険特別会計歳入歳出予算(案)」について。

会計期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間及び平成29年4月・5月の出納整理期間である。

予算(案)としているのは、来る平成28年3月議会において、議会上程、議決が必要となるので、それまで案を付けている。

表の左側が歳入、右側が歳出となっている。

左から科目、次に平成28年度当初予算(案)、平成27年度当初予算額、予算増減額、平成27年度の決算見込額となっている。

歳入科目、1番、国民健康保険料から。

平成28年度、85億7176万8千円に対し、平成27年度、86億4663万4千円となり、対前年度予算7400万円のマイナス

となる。

平成27年度の決算見込額と比較すると、6億円の予算増となるが、対前年度当初予算額から比較すると、マイナスとなっている。

平成26年度の決算額は82億円で、平成27年度は79億円と、3億円余りの減収となっている。

平成20年度当時、100億円あまりあった現年度の保険料の調定額は、経済不況により減少し、平成28年度予算では、90億円あまりしか見込めない。

徴収率は年々上昇しており、徴収努力は顕著にあらわれているが、経済不況により、国保加入者の所得が減少しており、保険料総額が縮小傾向にある。

しかしながら、徴収率は、平成20年度決算の85%台から、平成26年度決算の90%台まで、増加している。

なお、平成28年度においては、賦課限度額の改定を予定している。

これは、国民健康保険法施行令第29条の7に規定されており、各市の国民健康保険は、財政の状況に応じて、施行令に定める賦課限度額を基準として、各市の条例で定めることとしており、奈良市では、今回、施行令の平成27年度水準まで、改定する予定である。

具体的には、奈良市の現在の賦課限度額は、年間81万円で、施行令基準は、年間85万円と示されていることから、平成28年度は、国基準の年間85万円に改定する予定である。

これによる調定額は3500万円、世帯にして1500世帯が該当する。

試算モデルによると、1人世帯で、年間85万円の賦課限度額を超える人は、給与収入にすると、年間1040万円の収入がある方が該当する。

保険料の収納率向上対策として、収納嘱託員の有効活用を図り、滞納世帯に対して、文書による催告を行っても、何の連絡も無い世帯に対し、直接、滞納者のお宅を訪問し、折衝機会と納付相談の確保に努めている。

今後も保険料の収納対策としては、収納嘱託員の有効活用を図ること、短期の被保険者証による折衝機会の確保を図ること、社会保険に入っている人には、確実に脱退してもらい、二重加入にならないよう資格の適正化を図ることなどといった取り組みを実施し、収納率の向上を図っていく。

引き続き、2番、国庫支出金について。

平成28年度予算額、89億4405万4千円、平成27年度予算

額、83億3642万4千円、対前年度比6億763万円の増となる。

国は、平成30年度からの国保広域化にあたり、全国の国保会計の赤字体質を憂慮し、財政支援の拡大を進めている関係上から、増加となった。

国庫支出金は、歳出の保険給付費の一定割合に応じて負担される経費であり、療養給付費負担金として定率32%の補助と、調整交付金という各種事業などに補填される9%の部分の合計となる。

次に、3番、療養給付費交付金について。

平成28年度予算額、13億597万8千円に対し、平成27年度予算額、12億8491万8千円となり、増減額は、約2100万円の増額となる。

これは、退職者の医療費に対して、社会保険診療報酬支払基金から収入されるもので、社会保険に入っていた人が退職後、国保に入った場合、その医療費の補填として、社会保険サイドから負担していただく経費となる。

次に、4番、前期高齢者交付金について。

平成28年度予算額、110億701万3千円に対し、平成27年度予算額、106億円となり、増減額は、約4億円の増額となる。

65歳以上75歳未満の方を前期高齢者というが、この前期高齢者の方々の医療費の財源は、国庫ではない。

すべての医療の保険者、いわゆる全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合、国民健康保険などが、前期高齢者の加入率を出して、全国平均とその医療保険の加入率を比較したうえで、その加入率に応じて、社会保険診療報酬支払基金に払い込んだ納付金を原資として、主に国民健康保険に交付される。

奈良市の平成26年度末の国保加入者に占める65歳以上の率、いわゆる高齢化率は、39%となっており、この数字からすると、国保加入者の約4割は65歳以上の方々となっている。

ちなみに、医療費は、平成26年度末の費用額で計算すると、65歳以上の医療費が全体の医療費に占める割合は、62%となり、医療に必要な費用の3分の2は、65歳以上の方々の費用ということになっている。

次に、5番、県支出金について。

平成28年度予算額、19億4507万5千円、平成27年度予算額、18億6283万7千円で、増減額は、約8千万円の増となる。

県支出金も、国庫支出金に連動して、財政調整の結果として、増額となった。

次に、6番、共同事業交付金について。

平成28年度予算額、90億6800万円に対し、平成27年度予算額、88億3600万円であり、増減額は、2億3200万円の増である。

国保の共同事業は、都道府県の国民健康保険団体連合会が実施しており、県内すべての39市町村は、被保険者数の割合と医療費の割合によって、連合会へ負担金を払い込む。

この制度は、医療技術の高度化や医療供給体制の整備充実などに伴い、高額な医療費の発生が増加していることから、財政規模の小さな市町村で、突発的で、一時的な医療費が発生した場合、予算が無く、医療費を支払うことができなくなるので、あらかじめ各市町村が医療費に充てるための費用を出しあい、再保険の事業を行わなければならないと法律で定められており、奈良県でも奈良県国保連合会が中心となって再保険事業を行なっているため、その経費となる。

次に、歳入7番、繰入金について。

平成28年度予算額、27億9593万1千円、平成27年度予算額28億7300万6千円となり、増減額は、マイナスの7700万円である。

繰入金の内訳として、低所得者の保険料を補填する保険基盤安定繰入金などがある。一般会計から繰り入れる法定繰入金は、毎年国が示す算定数字により適正に算定しており、来年度は対前年度からマイナスとなっているが、国から示された算定数字による差である。

次に、歳入8番、繰越金は、当初予算においては、見込んでいない。

次に、歳入の最後、9番、諸収入について。

平成28年度予算額、6218万1千円、平成27年度予算額、6018万1千円で、増減額は、200万円となっている。

諸収入は、恒常的な収入ではなく、臨時的な収入を受ける科目となる。

以上、平成28年度の歳入予算総額は、437億円となり、平成27年度予算総額は、425億円で、対前年度差引額は、12億円の増加となっている。

引き続き、議案書第1ページの右側、歳出について。

歳出の1番、総務費について。

平成28年度予算額、3億4323万6千円に対し、平成27年度予算額、3億4712万6千円となり、対前年度に比較し、約380万円の減額となっている。

これは、国民健康保険の事務費で、経費削減となっている。

次に、歳出2番、保険給付費について。

平成28年度予算額、269億5889万4千円に対し、平成27年度予算額、261億7576万9千円となり、増減額は、約7億8千万円の増額となる。

平成28年度は、対平成27年度と比較して3%の伸びとなっており、高い伸び率を示している。

国の概算要求は、2%の伸びであるが、奈良市の保険給付費の予測をすると3%と高い伸びを示しており、必要な予算額を確保した結果である。

医療保険は、かかった医療費総額の7割分を支払うこととなっており、国民健康保険の被保険者の高齢化と、医療の高度化による要因などが影響して、高い伸び率を示していると考えている。

予算額の6割を占める医療費を支払うための財源に苦慮しているが、公費の増額や平成30年度に予定される国保の広域化によって、スケールメリットを活かし、都道府県単位で財政の安定化を図ってまいる考えである。

次に、歳出3番、老人保健拠出金について。

平成28年度予算額、130万円、平成27年度予算額130万円で同額である。

老人保健制度は、平成20年度に廃止されており、これは旧老人保健法の精算分の支払のための予算である。

次に、歳出4番、後期高齢者支援金等について。

平成28年度予算額、51億5040万5千円、平成27年度予算額、49億50万円となり、増減額は、2億4900万円の増額となる。

後期高齢者支援金は、75歳以上の医療制度である、後期高齢者医療制度の経費のうち、4割分を75歳未満の医療制度の加入者の保険料を財源として賄うもので、75歳未満の保険料に上乗せして徴収

し、社会保険診療報酬支払基金に払い込む。

後期高齢者医療制度の経費の増大により払い込む経費が増大している。

次に、歳出5番、前期高齢者納付金等について。

平成28年度予算額、516万8千円に対し、平成27年度予算額、550万円となり、マイナス33万円となる。

これは、歳入、前期高齢者交付金の財源となるものである。

次に、歳出6番、介護納付金について。

平成28年度予算額、17億8000万円、平成27年度予算額18億5000万円、対前年度7000万円の減額となる。

介護納付金の額は、厚生労働省から示される一定の係数によって見積るが、この介護保険制度は、平成12年4月から実施されており、介護保険制度に必要な経費のうち、第2号被保険者として、40歳以上65歳未満の被保険者から介護保険料を徴収し、社会保険診療報酬支払基金に払い込む経費となる。

次に、歳出7番、共同事業拠出金について。

平成28年度予算額、90億6803万円で、平成27年度予算額、88億3603万円からすると、2億3200万円の増加となっている。

小さな財政規模の市町村は、突発的で高額な医療費が発生すると、支払う財源が無く、財政破綻をきたしてしまう。国保連合会に保険料としてお金をプールし、突発的な医療が発生した場合には、市町村みんなで、財政負担を分かち合おうという制度で、これは、その保険料にあたる経費となる。

次に、歳出8番、保健事業費について。

平成28年度予算額、3億3066万7千円、平成27年度予算額、3億2147万5千円で、予算増減額は、約910万円の増加となっている。

保健事業は、特定健康診査の経費や医療費通知の経費で、将来における医療費の抑制をめざして事業を行なっている。

特定健康診査は、平成20年度に創設された事業で、当時の自己負担額は1人2000円だが、現在、1人500円と減額し、特定健診の受診率向上を図っている。

特定健診のみの補助額は、約2億円で、6000件の非課税世帯はすでに無料化されており、課税世帯は17000件となり、500円の健診料で受診できる。

すでに4分の1は、無料化されていることになる。

また、全国的な傾向で、男性で、40歳代・50歳代の受診率が非常に低いので、40歳代と50歳代の人の特健診未受診者に、11月ごろ、「受診勧奨はがき」を郵送している。

次に、歳出の最後、9番、諸支出金について。

平成28年度予算額、6230万円に対し、平成27年度予算額、6230万円で、増減額はない。

以上、歳出合計で、平成28年度予算額は、437億円となり、平成27年度は、425億円で、対前年度12億円の増加となった。

以上、平成28年度の奈良市国民健康保険特別会計歳入歳出予算(案)について説明した。

会長 議案第1号「平成28年度奈良市国民健康保険特別会計歳入歳出予算(案)」について何か意見・質問はあるか。

委員 歳出の8番の保健事業費について、その内の2億円が特定健診に対する補助金ということだが、残りは何に使われているか。

事務局 印刷製本費など、医療費通知の経費となっている。

委員 指導の費用はどこからでているのか。

事務局 数百万円だが、特定保健指導もこの中に入っている。

委員 先ほど、健康寿命を延ばすということが一番大事であるとの話があったが、奈良市では平均寿命は比較的長い。最近のデータでは、男性は全国で7位、女性は17位ぐらいで、非常に良い。しかし、健康寿命は平均以下で30位前後なので、そこに力を入れていくことによって国保の医療費を減らせると思う。

保健指導の受診率は最下位か。

事務局 最下位ではなく、奈良県下でも平均よりは上回っている。ただ中核市でいくと、真ん中より少し下になる。

委員 現状では市役所に検査報告を上げて、市役所から個人に結果が行くというワンクッションがあるので、非常に利用者にもまどろっこしい。結果を聞きに行った時に指導を受けられたら便利だと思うが、改善の余地があるのか。国の方で絶対に一回市役所をはさまなければならぬと指導を受けているのか。

事務局 結果通知は、国の指示で市から各個人宛に送ることになっている。結果データは1回国保連合会に行ってから市役所に来るため、どうしても早くて2ヶ月ぐらいかかるのが現状。

委員 時間も費用も余分にかかるだろうし、検査を受けて結果を聞きに行った時にリアルタイムで指導を受けることができれば非常に便利だと思う。その辺については、国のルールでできないのか。奈良市独自に工夫すれば、たとえばカーボンペーパー1枚増やせば、現場ですぐに渡してあげて、指導もできると思う。その辺は、特定健診については、融通性がないのか。

事務局 たとえば、受診した医療機関で結果の説明は受けられるようになっているが、今のところ融通性はない。市として独自に考えていくことになる。

委員 改善すれば、動機付けも早くできて、受診率にも結びつくと思う。よろしく願います。

事務局 貴重な意見ありがとうございます。
今後、事務を考える上でご意見を参考にし、前向きに検討していく。
今年度は、がん検診は健康増進課から送り、特定健診は国保から送るので、奈良市という一つの窓口から別々の日に二つの案内書が送られてくるという状況になっているが、平成28年度は、利便性を図るために、健康増進課とタイアップして、国保の特別会計と一般会計とタイアップして、がん検診や国保の特定健診や後期高齢者の健診も含めて受診券を一枚で送るように、印刷製本費の予算化をすすめている。今後、議決されると思うが、少し利便性を高めようと考えている。
市長の発案で、できるだけ特定健診も含めたサービス向上に努力せよということで、受診券を一枚化しようと考えているので、よろしく願います。

委員 資料の9ページ、特定健診健康診査の受診率35%という現状とかけ離れた数字になっているが、受診券の一括化で受診率が上がるというようにお考えなのか。

事務局 第4次総合計画上の率で予算化をしている。平成19年度までの一般対策として施行していた時の受診率50%台というのは、社会保険を入れて50%台になっており、担当である健康増進課にその時の国保は何%ぐらいかとたずねたところ、はっきりとした数字は出ていないが、30%をきっているであろうという話。国民健康保険被保険者は自営業者や無職の人が多く、社会保険のように集団ではなく各自で健康診査に行くことを考えると、受診率を20%台から限りなく30%に上げてきたのは、奈良市としては努力してきたと考えている。委員の話にあったように国の目標は60%台だが、現実として60%台になっている市町村はほとんどないということから考えると、やはり第4次総合計画で35%をめざして毎年1%上げていこうと思う。

委員 一般会計繰入金について、中核市で比較されているが、奈良市は一人当たりの金額としては一番少ない部類に入るのか。

事務局 一般会計繰入金は一人当たりになると中核市の中でも一番少額になっている。国保財政は赤字傾向なのに、毎年予算要求にあたり財政当局と話し合う中で、財政課が歳入を削ってくる。もっとほしいと言っているが、2億円の法定外繰入をしているのではないかというスタンス。この中核市の表も財政当局には見せている。

よそは一人当たり3万も4万もある。赤字なら保険料の値上げも考えねばならないが、国保としては努力のしようがない。本来もっといただけ金額が入ってないという考えだが、これは内部での話し合いなので、最低限法定の一般会計繰入金については、今後も増やしていきたいし、当然増やすべきであるという考え方。

委員 特定健診の一部負担金500円を無料にすると費用はどれくらいになるか。

事務局 事務案としては、特定健診の自己負担額の無料化を要求したが、財政案として、ゼロ査定になってしまった。理由はわからない。金額的にいくらかと言うと、2億3800万円を2億4700万円にするだけである。結局880万円増やすと、完全無料化できる。

委員 毎年言っているが、特定健診になる前は、奈良市の受診率は一番高かった。他市町村と比べ、そのデータを調べる中で、やはり、一部負担金を取っている町と無料の町では極端に違う。だから35%といわず、0円にしたら60%ぐらいまでいくのではないかと私は思っている。もともと2億円もかけてやっているものに対して、880万円で無料化できるのだったら、毎年言い続けてほしい。現場としては、受診率を上げる特効薬になると思う。

事務局 中核市の比較は市長にも見せている。中核市43都市のうち無料化は31都市で、70%は無料化されている。奈良市も平成28年度から自己負担額の無料化を要求したが、予算がつかなかった理由はわからない。市長、財政当局としては、500円を0円にしても、特定健診の受診率が伸びるかどうかはやってみないとわからないので、平成28年度については見送ったという経緯。何年も前から意見があるのは承知で、今年も続けて予算要求したが、説明不足もあったのか、認められなかった。

委員 それならば、来年度予算を出す時には、過去の健診のデータ差がはっきりと出ているから、データを示したら説得力があるのではないか。可能性ではなく、実際、奈良市と天理市で一部負担金があるなしで、何10%も差が出ていた。調べてみたら、端的に説明できるのではないか。

事務局 自己負担額については、奈良市が500円で、天理市等11市は1000円取っている。

委員 以前の健診の時は、奈良市は無料だった。

事務局 一般対策の時の資料も含めて、この9ページの資料については、市長にも見せている。過去平成20年度に2000円で設定したのは、もともと一般対策でしていた平成19年度までの健診も2000円だったから。2000円で始めたが、受診率を上げるためには、半額くらいにしていかないと受診率は上がらないと話をしてきた。2000円、2000円、2000円、ときて、1000円で2年きて、500円、来年は0円にすべきではと話をしたが、非課税の方については無料化されているし、来年度については500円を継続すると市長裁定がでたので従うしかない。委員の意見は非常によくわかるので、来年度もできるだけ無料化に向けて努力したい。

会長 数字的なことだが、6番の共同事業交付金について、昨年8月に前回のこの協議会があった際の決算の額では、だいたい40億から41億が共同事業交付金になっていたが、いきなりおよそ倍になっている。その差について根本的な数字のやり方が変わったのか何か理由を説明してほしい。

事務局 共同事業について、平成27年度と平成26年度を比較すると、予算で50億円増額したが、これは、共同事業の対象医療費を見直した結果である。

平成26年度までは、1レセプト30万円以上、30万円を超える医療費についてのみ保険の対象事業としていたところ、平成27年度からは、金額1円以上を対象医療費にした。30万円以下のレセプトというのは、ほとんどである。増える金額が200億円といわれており、奈良市で4分の1規模なので50億円の予算を増やし、決算が約40数億円増えたということになっている。

これは、予算の組み方としては、歳出で50億円の保険料を払い込んで、本来必要な医療費に対しての半分、その同額が入ってくるという予算の組み立てをしているので、特にこれを保険料とかの財源にもとめるのではなく、50億円歳出で増やしたのを歳入で50億円増やしたということで、26年度と27年度を比べると会長がおっしゃったように50億円近く増えているということになっている。対象医療費の拡大が要因である。

会長 ありがとうございます。
次に、議案第2号のその他について。

事務局 資料の1ページについて。

平成28年度奈良市国民健康保険特別会計当初予算案のグラフである。

左側歳入437億円、国民健康保険料は20%を占めている。国庫支出金は21%、前期高齢者交付金は110億円。これは、国庫に代わる社会保険サイドが負担している110億円で、全国健康保険協会の方々や社会保険の方々の拠出によって国保財政がまかなわれている状態になっている。

歳出は、同じく右側で、437億円のうち保険給付費が61%、6割を占めている。75歳以上の後期高齢者医療制度に対して支出する金額が51億円で12%、介護納付金介護保険特別会計に拠出する金

額が17億円で4%、これで4分の3を占めている。医療保険に対する保険給付というのは、歳出のすべてをまかなっている。

2ページについて、国保被保険者数、国保世帯数の加入状況のグラフである。平成19年度と平成20年度を比較すると縦の棒で左から2番目、平成19年度は、123317、平成20年度の縦の棒は、93720となっている。これは被保険者数で、平成20年度後期高齢医療制度の創設により75歳以上の方がごそと抜けて、新制度に移行したため、9万人台になった。今、平成27年度では89753人、20年度から比較すると4000人減となっている。国民健康保険料の調定額がじわじわと減っているのは、被保険者数の減や経済不況による所得の減等すべてがあいまって、保険料の徴収率は上がっているが納めるべき金額が小さくなっている。それにもかかわらず医療費は、国の施策もあるが、36兆、37兆、38兆、今40兆円を超えたといわれており、毎年1兆円が増えていっている。この医療費の増と保険料の減との差額をどう埋めていくか、これが国民健康保険を含めて各医療保険者の悩むところである。

3ページについて。奈良市国民健康保険特別会計収支表である。真ん中あたり、平成22年度の決算を見ると、平成22年度は、2億6799万3580円の黒字となった。23年度4億7千万、24年度5億3千万、その辺りで貯金を使い果たしてきて、平成25年度3800万の黒字、平成26年度は、4000万の黒字であるが、基金繰入金で3億2千万と書いているのは、貯金3億2千万を使って、26年度は4000万円の形式的な黒字になったということ。27年度においては、今のところ8億円の赤字になる予定である。それは決算においては、今基金残高は3億7千万しかないのので、これを超えてしまうと繰上充用措置という会計処理になるが、平成28年度の保険料を平成27年度にお金を持ってきて充てるという会計処理をしなければならない。ということは、平成28年度初めからマイナスの3億とか4億から出発する。もともと会計が少ないところ、マイナスの3億から出発するという形になってしまうので、平成28年度は保険料率の改定は考えてないが、29年度においては保険料率を上げる改定も視野に入れなければならないと考えている。個人的には、平成30年度に都道府県統一化されるので、その時点で、都道府県の統一保険料になる予定であり、その場合は統一保険料に準じて上げると言えるが、29年度に保険料率を増額改定できるかは政治的な決断もあり、27年度の決算もなかなか厳しいところ、28年度においては国からの大きな財政援助がないかぎり、赤字基調が続くと考えている。

4ページ、奈良市国民健康保険財政調整基金について。先ほどお話

したとおり、決算ごとに23年5月31日に初めて1億4千万円を積み立てた。次の年度、2億5千万円を積み立て、3億9千万円にもっていった。次の年度、2億8千万を積み立て6億7千万円にもっていった。次の年度、2500万しか積み立てられず、6億9千万にもって行って、それが頂点となり、そこから医療費の増大に対しての基金の取り崩しが始まって、3億2千万を取り崩し、今の基金は3億7600万、貯金が3億7千万しかないの、赤字としても3億7千万以内に収めれば黒字にはもっていけるが、これを超えると繰上充用という特別な措置を取らなければならない。

5ページ、平成28年度国民健康保険料率、料額、賦課限度額改定案について。これは国保法の施行令で決まっており、所得の高い人から賦課限度額を上げて保険料をとるという措置に準じて、条例改正をしていきたい。51万円を52万円に16万円を17万円に14万円を16万円に総計年間81万円の方を85万円まで4万円増額する。これは3月議会に提出しようと考えている。

6ページ、料率等賦課限度額推移奈良市・国について。一番下の行の28年度予算案は85万円に、前年81万円から85万円に4万円上げる予定である。国はここ2年77万円から81万円それから85万円、この4月1日から89万円に上げることを閣議決定しているので、市はまた4万円国から引き離されるということで、国は89万円を施行令の上限と決めたところである。

7ページ、国保加入状況、保険料収納状況の推移について。真ん中あたりの現年賦課分の収納率を見ると、85・86・87・88・89、26年度決算90.48%。私たちがずっと過去30年間目標にしていた90%をやっと去年において超えられたが、全体の財布が小さくなっているの、90%を取っても額としては、予算を組むのがやっとということになっている。予算は92%でいわゆる理想値というか、財政当局が92%取りなさいという形で組まれている。

8ページ、一般会計繰入金の推移について。一般会計繰入金は先ほど説明したとおり、低所得者のための繰入金、私たちの給料については一般会計が持つべきであって、保険料を上げてはおかしいので、給与の繰入金や出産育児という医療でないものに対しては、地方交付税と繰入金でまかなう、財政の不安定な市町村に対して一定の係数によって繰り入れる財政安定化支援事業繰入金、総額で来年度予算額は27億9500万を見ている。その他一般会計繰入金2億も同額で繰入金を見込んでいる。

9ページ、先ほど申し上げた特定健康診査、特定健診及び基本健康診査の推移について。20年度に保険者に対して特定健診が義務化さ

れた時に一部負担金を2000円と設定した。その後1000円、500円、非課税の方については、無料という施策を行ってきた。先ほども話があったとおり、無料化に向けては、努力はしたいと思うが、平成28年度の予算としては、500円ということになっている。

それから10ページについて。特定健康診査事業についての詳細について載せている。

この国保の特定健診は40歳から74歳の方が対象となっている。真ん中あたり、40歳から74歳の方は、平成28年度は昭和16年9月1日生まれの方から昭和52年3月31日生まれの方が対象となる。それを超える75歳以上の方については後期高齢者医療制度も同じく特定健康診査をもっているの、そちらの方の対象となる。

11ページについて、国民健康保険決算状況中核市比較である。先ほども話があったとおり、一般会計の繰入金の総額を被保険者数で割ると一人当たりの一般会計繰入金ができるが、奈良市が一番少ない形になっており、毎年財政当局と話をして何とか一般会計繰入金を増やしてもらおうよう話はしている。こういう表を財政当局に見せているが、なかなか一般会計の方も窮状態で、一般会計繰入金を増やすわけにはいかないというのが財政当局の話。今年度についても今年度と平成28年度もほとんど変わらない一般会計繰入金の金額となっている。

次のページ、この3枚は厚生労働省保険局国民健康保険実態調査からの表で、東京の方でセミナーがあり厚生労働省から示された表である。これは市町村国保の被保険者75歳未満の年齢構成の推移が書いてある。被保険者数全体に占める65歳から74歳までの割合が次第に増加し、平成25年度には34.8%となっている。奈良市は39%だが、全国的にも0歳の方から75歳未満の方まで、まんべんなく入っているのではなくて、65歳以上の方で3分の1を占める形になっている。当然医療費がかかる、費用も増えるであろうとは思いますが、国保の構造的な問題である。社会保険に入っていた方が退職して国保に入ってくるので、65歳以上の割合が非常に多い。やはり高齢化になると医療を受ける割合も増え、国保の財政バランスが取りにくくなってきているという状態を示している。

次のページをめくってもらくと、市町村国保の世帯主の職業別構成割合の推移である。自営業、農林水産業は、昭和40年代には、約6割であったが、近年15%程度で推移、年金生活者等無職者の割合が大幅に増加するとともに被用者は2割から3割に増加している。一番左の昭和40年を見ると38.9%は農林水産業者である。4割の方が農業か漁業の方であったのが、一番右の平成25年を見ていただくと、全国的には農林水産業の方が入っているのは2%にすぎず、ほと

んどが無職、被用者の方になっている。無職の方、被用者の方を合わせると、39.9%と31.2%、7割の方が被用者で本来社会保険が適用されるべきだが、非正規雇用者とか社会保険の適用にならない被用者の方と無職の方で7割を占めるのが国民健康保険の職業の実態である。

次のページを見ると、世帯の所得階層別割合の推移である。平成25年度において加入世帯の23.3%は所得0であり、27.4%は0から100万円未満の世帯である。低所得者世帯の割合が増加傾向にあると書いている。平成25年度、一番右を見ると、丸で囲んでいる23.3%と27.4%を足したのが所得無し世帯と100万円未満の方で、これで半分となり、半分の方が100万円未満の所得で国保に入っているという形になっており、保険料の所得割は、全く出ない形になっている。国保の構造的な問題が所得に表れている。以上、全体的な説明。

会長 ありがとうございました。
 議案第2号の「その他」について、何か意見、質問はあるか。
 ないようなので、これで本日の案件すべて終了とする。
 ありがとうございました。

資 料	<p>【資料1】平成28年度奈良市国民健康保険特別会計当初予算（案） グラフ</p> <p>【資料2】国保被保険者数、国保世帯数の加入状況グラフ</p> <p>【資料3】奈良市国民健康保険特別会計収支表（平成18年度～）</p> <p>【資料4】奈良市国民健康保険財政調整基金（平成23年度～）</p> <p>【資料5】平成28年度国民健康保険料率・料額・賦課限度額（案）</p> <p>【資料6】料金等・賦課限度額推移（奈良市・国）</p> <p>【資料7】国保加入状況・保険料収納状況推移</p> <p>【資料8】一般会計繰入金推移（平成12年度～平成28年度）</p> <p>【資料9】特定健康診査（特定健診）及び基本健康診査の推移</p> <p>【資料10】特定健康診査事業（平成28年度）</p> <p>【資料11】国保決算状況中核市比較（平成26年度）</p> <p>参 考 市町村国保の被保険者（75歳未満）の年齢構成の推移</p> <p>参 考 市町村国保の世帯主の職業別構成割合の推移</p> <p>参 考 世帯の所得階層別割合の推移</p>
-----	---